

(書 式 1 - 2 - 1 - 8)

取締役会に指定された被指定者が株主に
対して株式の買取を通知する買取通知書

株式買取通知書

前略 今般、私は、〇〇〇〇株式会社から
貴殿所有の同社株式（普通株式〇，〇〇〇
，〇〇〇株。以下「本件株式」といいます
）の譲渡の相手方に指定されました。

つきましては、貴殿におかれまして、本件
株式を私に売り渡されるよう、供託を証する
書面を添付して、請求致します。

草々

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(通知人)

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地

〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地

〇〇〇〇殿

解説

譲渡制限株式を有する者が、株式の譲渡の承認を請求するとともに、承認しないときは当該株式を会社か指定買取人が買い取ることを請求した場合（会社法第138条第1号ハ、同条第2号ハ）、会社は、譲渡を承認するか否かの決定内容を、譲渡等承認請求者に通知し（同法第139条第2項）、会社が譲渡を承認しない旨の決定をしたときは、会社自ら当該株式を買い取るか（同法第140条第1項）、他に譲渡の相手方（指定買取人）を指定する（同条第4項）ことを要する。

上記により指定買取人に指定された者は、譲渡等承認請求者に対して、譲渡対象となっている株式につき、自己が指定買取人となったことを、通知することを要する（同法第142条第1項）。

この通知の際に、最終の貸借対照表による譲渡株式の簿価に相当する額を、一応の売買価格として、会社の本店所在地の供託所に供託し、これを証する書面を添付して、自ら売買代金を支払う資力があることを示す必要がある（同条第2項）。

Asahi Chuo

